

「電気需給契約」重要事項説明書

ご契約前に「電気需給契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。
- お客さまが、当社の電気需給約款によりお支払いいただくことが必要となった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してもお支払いが確認できない場合等には、お客さまの氏名、住所、お支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

契約の申し込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に電気需給契約書等により、当社が指定する方法にて申し込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社とその他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、当社は申し込みを承諾できないことがあります。

契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の電気需給約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法上において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、電気需給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気需給約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の電気需給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 電気需給約款または電気需給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際には、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申し込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申し込みから2週間～1ヵ月半後となります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者がスマートメーターを設置いたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、当社の供給開始とともに現在ご契約中の小売電気事業者との契約は解約されます。万が一、供給開始予定日より前にお申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

料金メニューの適用条件について

- 料金メニューは、お客さまからの申し込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- 料金メニューの適用条件を満たさずに電気をご使用の場合、電気需給約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。
- 電気のご使用量によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。チラシ等に記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。また料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

料金計算方法について

- 電気料金(適用プラン:お家ぽっ!ぱっ!Sプラン)
A(本体料金)
±B(燃料費調整額)
+C(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
A…基本料金+電力量料金(電力量料金単価×ひと月のご使用量)–割引額*1
B…燃料費調整単価×ひと月のご使用量
C…再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ひと月のご使用量
- *1 セット割引の適用がある場合の割引額は、基本料金および電力量料金から「割引率(定率)」を乗じた額。
- 電気料金(適用プラン:お家ぽっ!ぱっ!プラン、お店ぽっ!ぱっ!プラン、お店パワープラン)
A(本体料金)
±B(燃料費調整額)
+C(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
A…(基本料金–基本料金割引*2)
+電力量料金(電力量料金単価×ひと月のご使用量)
B…燃料費調整単価×ひと月のご使用量
C…再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ひと月のご使用量
- *2 セット割引の基本料金割引の適用のある料金プランの場合。

裏面もご確認ください。

料金算定の方法と料金のお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者により託送供給等約款に従って行われます。その結果を当社が受け取り当社の電気需給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の料金算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から解約日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合で、料金算定期間が日割計算となる場合については、当社の電気需給約款に基づき料金を日割計算により算定します。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階性の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。
- 当社の電気をご契約されている方は、当社の会員専用ウェブサービス「マイ大多喜ガスの電気」にご加入いただけます。電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用ウェブサービス「マイ大多喜ガスの電気」にてお知らせいたします。
- 当社の都市ガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせてお支払いいただくことができます。ただし、当社のLPガス等をご契約のお客さまについては、ガス料金と合わせてのお支払いには対応しておりません。
- 電気料金は当社の電気需給約款に定める方法で、支払期限日までに毎月お支払いいただきます。支払期限日は、電気需給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気需給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期限日を経過してもなお料金(当社との他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気需給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気需給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。

契約の変更および解約について

- 契約の変更や解約を希望される場合は、大多喜ガスへお申し付けください。
- お引越し等の理由により解約する場合は、解約希望日をお知らせください。なお、当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受けた日を解約日とします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます(原則、当社への解約のお申し出は不要です)。
- 電気需給契約の解約等にあたり当社が送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまから申し受けます。

- クーリング・オフにより契約を解約された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申し込みいただく必要があります。

その他について

- 当社の供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い当社が送配電事業者を支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- 当社または送配電事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。当社とのご契約の前に他の小売電気事業者との契約内容を十分にご確認ください。

小売電気事業者(役務提供事業者)

- 事業者名 大多喜ガス株式会社
- 事業者住所 千葉県茂原市茂原661
- 登録番号 A0503

● お問い合わせ

- 茂原地区 0475-24-6151(代表)
- 市原地区 0436-24-1221(代表)
- 千葉地区 043-291-1143(代表)
- 八千代地区 047-482-7235(代表)
- 成東地区 0475-82-0800(代表)

(受付時間)9:00~17:30

※日曜、祝日、当社所定休業日を除きます。

※お客さまから各地区にいただくお電話は「お客さまサポートセンター」に自動転送し、「お客さまサポートセンター」にて対応いたします。